

SEOコンサルティングサービス個別規定

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ

SEOコンサルティングサービス個別規定

(SEOコンサルティングサービス概要)

第1条 当社は、SEOコンサルティングサービス（以下、「本件サービス」といいます。）として、見積書において対象としたお客様のウェブページ（以下、「対象サイト」といいます。）について、当社指定のアクセス制御・分析システムからデータを取得したうえで、その内容を分析し、ウェブページの成果向上のためのレポート作成及びコンサルティングを行います。

(SEOコンサルティングサービス契約期間及び停止)

第2条 SEOコンサルティングサービスにかかる当初契約期間は、見積書に記載の通りとします。見積書に契約期間の記載がない場合は、当初契約期間は12ヶ月間となります。当初契約期間終了後の契約期間は、12ヶ月ごとの自動更新となり、契約満了月の前月末日までにご通知いただく事により自動更新を停止できます。

(確認事項)

第3条 お客様は、アクセス制御・分析システムの導入はお客様の名義と責任において実施していただくこと、アクセス制御・分析システム提供者の規約・免責条件が適用されること、アクセス制御・分析システム導入・運用に関してお客様に発生した損害について当社が責任を負わないこと、当社による本件サービスの履行やコンサルティング結果のお客様による実施によって対象サイトの成果が向上すること又は低下しないことを保証するものではないことを確認します。

(お客様による作業)

第4条 本サービスの実施にあたっては、一定の期日までに、対象サイトに当社の指定するアクセス制御・分析システムを導入すること、当該アクセス制御・分析システムの利用に必要なアクセス権限を当社に提供していただくこと、本件サービスの内容により売上、費用等対象サイトの収益関連情報を提供していただくことが必要になります。これらが遅れたことによって当社によるサービス提供が遅延したり、実施不能となったりしても、お客様は料金の支払いを免れません。

(作業の完了)

第5条 作業は、当社が別途定めた業務仕様に基づいて実施します。ただし見積書に定めのある場合又は相互の確認により別途基準を定めた場合には、その内容が優先します。当社が本件サービスの成果物を納品した後は、当社は本件サービスに関するお客様の情報を保存したり、成果物を再提供したりする義務を負いません。

(違約金)

第6条 本件サービスは、当初契約期間中に当社へ違約金を支払ったとしても、当社が認める場合の他は解約できません。ウェブページ・ドメインの抹消等、メンテナンス作業を妨害させる行為を行った場合その他本契約の規定に違反した場合及び契約期間中に本契約の解約を希望する場合には、当社による本件サービスの遂行の有無にかかわらず、お客様は、残りの契約期間における請求金額の全額を当社に支払うものとします。

株式会社PLAN-Bマーケティングパートナーズ

制定：2023年8月1日

改訂：2025年5月1日